

第3次弟子屈町教育推進基本計画

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

弟子屈町教育委員会

は じ め に

教育目標に掲げる「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」を、学校や地域等と一体となって推進していくため、今般、第3次となる「弟子屈町教育推進基本計画」を策定しました。

令和4年度から8年間の指標となる第6次弟子屈町総合計画の前期計画がスタートとし、『「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち てしかが』を目指し、様々な施策が展開されている中、教育分野においても、【育】「豊かな心を育て、文化を大切にする夢（まち）づくり」【人】「行動する人を育てる 夢（まち）づくり」を目標としております。その理念に沿って、「学び環境の充実」「生涯学習の推進と文化の継承」「協働の推進」など、子どもたちの学びの環境をしっかりと保障し、全ての町民が心を豊かにできる生涯学習の環境づくりを推進しているところです。これまで実施してきた各事務事業の点検と評価を行ったうえで、継続して取組む事業、新たに取組む事業など、それぞれの項目に沿って、着実に実施していきます。

私たちは令和2年以降において、新型コロナウイルス感染症の拡大や、GIGAスクールの構想をはじめとした数々の変化を経験してきました。近年急速に進む少子高齢化や人口減少とともに、年々増加する特別な支援や配慮が必要な児童生徒、子どもの貧困対策など、多様な子どもたちがいる中で、これまで以上に、家庭や地域が一体となって、誰一人取り残さないとの意識を持つことがより求められる時代となりました。本町においても、教育活動における経済負担の軽減を図る就学援助制度や、コミュニティ・スクールの活性化、弟子屈高校における更なる魅力づくり、姉妹都市交流など、様々な施策を実施し、次代を担う子どもたちを育てていくこととしております。

社会教育分野におきましても、玉川大学と共同で実施している町指定天然記念物・屈斜路湖の「マリゴケ」の植生調査の継続、日本水泳連盟認定「屈斜路湖オープンウォータースイミング大会」の開催など、本町の豊かな自然環境を認識する事業が計画されております。また、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの協力を得て、アイヌ文化に関するアーカイブ化事業の内容の発展等、アイヌ文化の普及啓発に向けた取組みも行うこととなっております。

町民みんなで子どもたちを育て、お年寄りを支えていくという、いつの時代でも変わらない普遍的な思いを大切にし、誰もが生涯にわたって、弟子屈町を学び、夢と希望を持って努力し続けることができるようにと願っております。

令和5年9月

弟子屈町教育委員会

目 次

第1章 基本的な目標

I 計画策定の主旨とその背景

1 計画策定の主旨	1
2 計画策定の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進と管理	3

II 弟子屈町の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来	4
(2) Society5.0の到来	4
(3) グローバル化の進展	5
(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響	5

2 教育政策の動向

(1) 国の教育再生実行会議等の動向	6
(2) 学習指導要領の改訂	6
(3) 国による教育振興基本計画等	7
(4) 北海道における教育推進計画等	7
(5) 学校教育分野における各種計画等	8
(6) 第8次弟子屈町社会教育中期計画の策定	8
(7) 弟子屈町子ども読書活動推進計画	8

III 弟子屈町教育のめざす姿

1 基本理念	10
2 教育目標	10

第2章 施策の大綱

I 学び環境の充実	12
II 生涯学習の推進と文化の継承（社会教育活動）	13
生涯学習の推進と文化の継承（文化・スポーツ活動）	14
生涯学習の推進と文化の継承（文化財）	15
III 協働の推進（ネットワーク・男女共同参画社会の推進）	16

第3章 施策の推進（事務・事業の展開）

I 学び環境の充実

施策-1	生きる力を育む学校教育の充実	
(1)	確かな学力の醸成と情報化教育の強化	17
(2)	心身の健康づくり	17
(3)	ふるさと学習の推進	18
(4)	特別支援教育の充実	18
(5)	高等学校への支援	18
(6)	教職員のスキルアップと働き方改革の推進	19
施策-2	学校教育環境の充実	
(1)	学校教育環境の整備	20
(2)	通学体制の確保	20
(3)	教職員住宅の整備	20
(4)	保護者負担軽減	21
(5)	学校給食の充実	21
II	生涯学習の推進と文化の継承	
施策-1	生涯学習のまちづくり	
(1)	生涯学習推進体制の強化	22
(2)	公民館の施設整備と活動の充実	22
(3)	図書館施設の活用と充実	23
施策-2	青少年の健全育成	
(1)	青少年の健全育成の推進	24
(2)	青少年育成活動の推進	24
施策-3	生涯スポーツの推進	
(1)	住民皆スポーツの推進	25
(2)	スポーツ団体組織の充実	25
(3)	指導者の育成	25
(4)	スポーツ施設の整備と活用	26
施策-4	文化・芸術の継承	
(1)	文化団体への支援と人材の育成	27
(2)	文化活動の推進	27
(3)	芸術文化環境の充実	27
施策-5	文化財の適切な保全と活用	
(1)	地域の歴史の保全と活用	28
(2)	文化財の保護と伝承	28
(3)	屈斜路コタンアイヌ民族資料館の保全と活用	28
(4)	弟子屈町史の編さん準備	29

III 協働の推進

施策-1 ネットワークづくりの推進	
(1) 地元愛の醸成の推進	30
(2) 人・団体・地域のネットワーク形成	30
施策-2 全ての住民が活躍できる社会の推進	
(1) 男女共同参加社会の推進	31

第1章 基本的な目標

I 計画策定の主旨とその背景

1 計画策定の主旨

弟子屈町教育委員会では、教育基本法に基づいて平成25（2013）年度から平成29（2017）年度まで第1次計画を、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度まで第2次計画について、それぞれ5年間において実施する事業計画について、各事務事業を推進してきました。また、平成26（2014）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、これまで町長が定めていた地方自治体の教育施策の根幹となる「教育大綱」を定めていましたが、令和3（2020）年度からの第3次となる教育大綱については、第2次計画をもって教育大綱に代えることとなりました。これらの計画によって、弟子屈町の教育の発展を基礎として、より飛躍していくことを目指し、諸施策に取り組んできました。第2次基本計画は、令和4（2022）年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組みの成果と課題、国や道の教育基本計画、社会環境の変化を踏まえ、一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、新たな教育等の振興に関する基本理念、基本方針、取組む施策を示した「第3次弟子屈町教育推進計画/弟子屈町教育大綱」を策定しました。今年度から令和9年度までの5年間において実施する事業計画とし、次代を担う子どもたちの「生きる力」に必要となる資質や能力を育てるため、学校、家庭、地域の連携強化による学校教育の充実に向けるものとなっております。

本町の最上位計画である「第6次弟子屈町総合計画（令和4年度～令和11年度）」の基本目標の実現を図るため、各種事務事業を展開していくこととなりますが、教育分野だけで完結するものではなく、児童福祉・子育て分野とも密接な連携が求められております。そのため、「弟子屈町第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」との連携なども極めて重要なものとなっております。

2 計画策定の性格と位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、政府の定める教育振興基本計画を参酌して策定するだけでなく、北海道教育委員会が策定した北海道教育推進計画も参考として作成したものです。また、第2次基本計画と同様に、本教育推進基本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定された教育大綱として位置付けることとします。

第6次弟子屈町総合計画

基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 人と自然が共生する夢（まち）づくり 2 活力・活気・雇用を生み出す夢（まち）づくり 3 誰もが安心して暮らせる夢（まち）づくり 4 豊かな心を育て、文化を大切にする夢（まち）づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 学び環境の充実 <ol style="list-style-type: none"> ①生きる力を育む学校教育の充実 ②学校教育環境の充実 (2) 生涯学習の推進と文化の継承 <ol style="list-style-type: none"> ①生涯学習のまちづくり ②青少年の健全育成 ③生涯スポーツの推進 ④文化・芸術の継承 5 行動する人を育てる夢（まち）づくり <ol style="list-style-type: none"> (3) 協働の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①ネットワークづくりの推進 ②全ての住民が活躍できる社会の推進 6 誰でも参加することができる夢（まち）づくり
基本理念	すべての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり
将来像	「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、 誇りと活力あふれる夢づくりのまち 弟子屈
まちづくり コンセプト	誇りと活力あふれる ^{まち} 夢づくり
重点プロ ジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト 2 地熱活用プロジェクト 3 人財育成活用プロジェクト 4 川湯温泉街再生プロジェクト 5 中心街再構築プロジェクト 6 アイヌ政策推進プロジェクト 7 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト 8 財政安定化とふるさと納税プロジェクト 9 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト 10 地域特産品ブランド化プロジェクト

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢が急激に変化することを想定し、また、国や北海道の教育施策や弟子屈町総合計画の動きなどに柔軟に対応し、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うこととします。

4 計画の推進と管理

P D C Aサイクル（Plan:計画立案、Do:実行、Check:評価、Action:改善）による行政マネジメントを推進し、計画に基づく教育施策の実施状況や方向性などの成果を提供するために、評価・改善を行います。「Check:評価」と「Action:改善」を各年度末から新年度当初に行わざるを得ないことから、「改善」を行うために1年間の時間のずれが生じることがあるため、年度の期首及び期中において、進捗を適切に管理し、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めます。

II 弟子屈町の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来

わが国では、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和元（2019）年10月現在では1億2,617万人となっています。年齢構成別では、生産年齢人口（15歳～64歳）が平成7（1995）年の8,716万人をピークに減少に転じ、令和元（2019）年には7,507万人まで減少しています。一方、65歳以上の人口は増加が続いており、令和元（2019）年には3,589万人となっています。これは、平成12（2000）年の2,201万人と比較すると63.1%の増加となっています。北海道においても、平成9（1997）年に約570万人をピークに、令和2（2020）年現在では約523万人となり、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいます。また、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15歳～64歳）・高齢者人口（65歳以上）の割合を見ると、一貫して高齢者人口の割合が増加し、生産年齢の人口が減少し、少子高齢化が進行しています。

本町においては、令和5（2023）年1月末日時点での総人口は6,694人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による令和27（2045）年における総人口は4,040人、令和47（2065）年における総人口は2,252人と推計されています。平成27（2015）年以降、本町では毎年100人を超える人口減少が続いています。これまでの子育て支援等の取組みの成果により、毎年30人前後の出生数が見られますが、転出者が転入者を上回り続けているのが人口減少の要因として挙げられます。

平成27（2015）年10月1日時点での本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0歳～14歳）が807人（10.4%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が4,113人（53.0%）、高齢者人口（65歳以上）が2,838人（36.6%）となっています。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、各階層ともに減少することが見込まれています。生産年齢人口の減少は、本町の経済活動に必要な人手不足につながるとともに、まちづくりの担い手が減少することになるため、生産年齢人口の増加による人口構成の適正化を図ることが求められます。

(2) Society5.0の到来

国においては、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる取組みを進めています。

本町においても、人口減少や少子高齢化に伴い人手不足や医療・福祉・交通・教育の確保など課題が顕在化しています。また、利便性や効率性、持続可能性等を考慮した場合、これ

まで当たり前と考えられてきた業務や習慣について、デジタル化を前提に見直すデジタル・トランスフォーメーションや新たなテクノロジーを活用して課題解決を図ることの重要性が高まっています。

こうした社会では、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力などの基盤的学力や、情報を取捨選択して読み取るなどの情報活用能力を習得し、表現力や想像力を発揮しながら新たな価値を創造する人材の育成に向けた教育が重要です。

(3) グローバル化の進展

情報技術の革新や交通網の発達に伴い、一地域の事象等が国境等を超えて世界全体に影響を及ぼす、いわゆるグローバル化の流れが加速しています。近年の本町においては、「阿寒摩周国立公園」の誕生により、自然環境を活用したまちづくりが進む中、海外からの観光客の増加等で社会経済の発展に資する効果があった一方、新型コロナウイルス感染症の影響が多方面に及び、コミュニケーションの手段として時間と距離を問わないICTの活用が国内外で加速度的に普及するなど、様々な側面でグローバル化が進展しました。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増大していることから、グローバル化に対応した行動計画として「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択されるなど、持続可能な社会づくりに向けた取組みが世界規模で進められています。

このような社会においては、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら柔軟に対応するとともに、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持つ人材を育成することが重要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大する中、北海道では、令和2（2020）年1月に初めて感染者が確認されて以降、児童生徒や教職員の感染が相次ぎ、その後、道内の全ての学校が臨時休業となり、さらに、国の求めによる全国一斉の臨時休業措置が講じられ、それ以後数次にわたり臨時休業措置が延長されるなど、学校の教育活動に大きな影響が生じる状況となりました。

この間、各学校においては、授業をはじめ行事や部活動等を例年どおり行うことができない中、臨時休業期間中に家庭と連携しながら自宅で取り組む学習課題の提供や、心身の健康状態や家庭での学習状況を把握するための登校日を設定するなどして、児童生徒の学びの保障に努めてきたところです。

また、各学校や行政機関等において、家庭学習に活用できる教材や動画等を配信するなどして児童生徒の学びを支援したほか、国が1人1台端末整備計画を前倒して実施したこと等により、学校におけるICT環境の充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習など、ICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化する結果をもたらしました。

こうした状況の中で、児童生徒が長期にわたって登校できないという事態は、学校が学習機会や学力の保障のみならず、人と安全・安心につながることができる居場所として、身体的・精神的な健康を保障するという役割も担っていることや、教職員と児童生徒が教室に集い、関わり合いながら成長することの価値や意義、学校内外での社会体験・自然活動や地域との交流など、オンラインでは代替できない実体験の必要性を再認識する機会となったところではある。

今後は、こうした教育を取り巻く環境の変化に対応してきた経験を活かし、感染防止対策や子どもたちの心身のケアに適切に対応しつつ、社会のニーズに応えるものとなる教育の充実を図るとともに、新たな感染症の流行や自然災害など不測の事態に直面しても、子どもたちの学びを確実に保障できる環境を構築することが必要です。

また、こうした予測困難な事態に対応できるよう、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得感を導くことができる力を育成していくことが重要です。

2 教育政策の動向

(1) 国の教育再生実行会議等の動向

教育再生実行会議において、令和3年6月に第12次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」が取りまとめられました。ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、コロナ禍を機に改めて考えるべき課題を解決するためには、一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれた幸せが実現される社会は、多様性と包摂性のある持続可能な社会であり、こうした社会が実現していくためには、一人ひとりが自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。こうした個人を育むためには、我が国の教育を学習者主体の視点に転換していく必要があります。そのためには、教師をはじめとする教育関係者が学習者主体の視点へ転換をするという意識改革を図り、新たな学びの着実な定着、教師の質の向上と数の確保、デジタル化への対応などを総合的に進めていく必要があります。今後、デジタル化に適切に対応しつつ、データ駆動型に転換し、学びの機会や質がより多様で充実していくことにつながり、指導方法の充実のみならず、働き方改革にも資することになることが期待されます。

(2) 学習指導要領の改訂

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを基本とし、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携することを重視して、

令和2（2020）年度に学習指導要領が改訂されました。これまでの学習指導要領からの改善として、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」「情報活用能力（プログラミング教育を含む）」「現代的諸課題への対応」が挙げられております。

新学習指導要領は、小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面実施となり、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

（3）国による教育振興基本計画等

国では、次期教育振興基本計画が策定中であり、令和5（2023）年3月から中央教育審議会へ答申されております。この計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて我が国の教育政策が展開されるものとなっています。次期計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標が書かれております。今後5年間の教育政策の目標としては、「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成」「グローバル社会における人材育成」「イノベーションを担う人材育成」といった項目ごとに、あらゆる施策が計画されております。

（4）北海道における教育推進計画等

北海道教育委員会では、北海道が目指す教育の基本的な理念や目標などを示した「北海道教育ビジョン」を策定して以降、その実現に向けて、時代の潮流や教育における今日的課題に対応する教育計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。令和5（2023）年度から令和9（2027）年度における計画は、次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を發揮し、未来を切り拓いていく力を身につけることができるよう、「自立」と「共生」の理念の下、北海道における教育課題の解決と地方創生の実現に向け、令和5（2023）年以降の北海道が目指す教育の全体像を示しています。

北海道における教育の現状や課題として、人口減少社会の到来、Society5.0の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化しました。子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要であり、そのために必要な資質・能力を育てていくことが求められています。

具体的な施策の柱においては、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」「地域と歩む持続可能な教育の実現」の各項

目に沿って、道筋が描かれております。

環境問題をはじめ世界規模の課題が進行する中、北海道の教育においてSDGs・ESDを推進することにより、子どもたちが持続可能な社会の創り手として成長することや、GIGAスクール構想の下での急速に進んだICTの活用により、子どもたちの特性・環境等に
応じた教育の実現や学校における働き方改革、関係者間の連携強化など、学びの環境がより一層充実することを目指すこととしています。

(5) 学校教育分野における各種計画等

弟子屈町における学校施設等については、これまでも学校の改築のほか、耐震改修や外壁・屋根・屋上等の改修などを実施してきましたが、これら施設の老朽化や、今後の維持保全に関する方向性についての検討が求められています。令和2（2020）年7月に策定された「弟子屈町学校施設等長寿命化計画」は、今後の改修や更新の対応として、教育環境の質的改善も考慮しつつ、現状約40年程度の建替え周期を延長する長寿命化を図るなど、施設整備にかかるコストを総合的に抑制するとともに、学校施設等の全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画を策定しています。

また、北海道教育委員会において策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、平成30（2018）年11月に『弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画（アクション・プラン）』を策定しました。これまでの成果や新たな課題等の解決に向け、弟子屈町立学校における教員の時間外勤務縮減に向けた業務改善計画である「第2次弟子屈町立学校における『働き方改革』行動計画（アクション・プラン）」を令和3（2021）年4月に策定しました。このプランにより、弟子屈町立学校の教員が授業や授業準備等に集中し、健康でやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を進めていきます。

(6) 第8次弟子屈町社会教育中期計画の策定

社会教育法第3条に規定される地方公共団体の任務を遂行し、かつ弟子屈町教育目標の理念の具体化を目指し、本町の社会教育を推進するために、令和4（2022）年3月に第8次弟子屈町社会教育中期計画が策定されました。この計画は、誰一人として取り残されることのない地域社会の実現に向け、様々な世代に多様で豊かな学びの機会を提供し、その成果を地域課題の解決につなげていく「学びと活動の循環」を推進していくことで、SDGsの視点を取り入れた持続可能な「循環型生涯学習社会」の構築を目指し、4年間の社会教育事業推進の指針となる計画として事業展開が図られています。

(7) 弟子屈町子ども読書活動推進計画

平成13（2001）年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、本町においては、平成23（2011）年12月に「弟子屈町子ども読書活動推

進計画」を、平成28（2016）年3月に第二次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。令和3（2021）年3月に策定された「第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画」では、子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけとなり、読書に対して興味を持ち、共感・感動する図書に出会えるよう、読書に親しむための機会を提供し、読書習慣や読書環境の整備を図ることを目標にしています。学校等・家庭・地域が一体となり、子どもたちが主体的に読書活動を行うことができる様々な取組みを実施しています。

Ⅲ 弟子屈町教育のめざす姿

1 基本理念

学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む

- 体力を増進し、心身ともに健康で豊かな生活を築く人
- 郷土を愛し、進んでふるさとの文化を創る人
- 自然と調和した活力と潤いのあふれた郷土づくりにつとめる人
- 働くことに誇りを持ち、よりよい家庭や社会の建設につとめる人
- 生涯にわたって自ら学びつづける人

平成 16 年 4 月制定

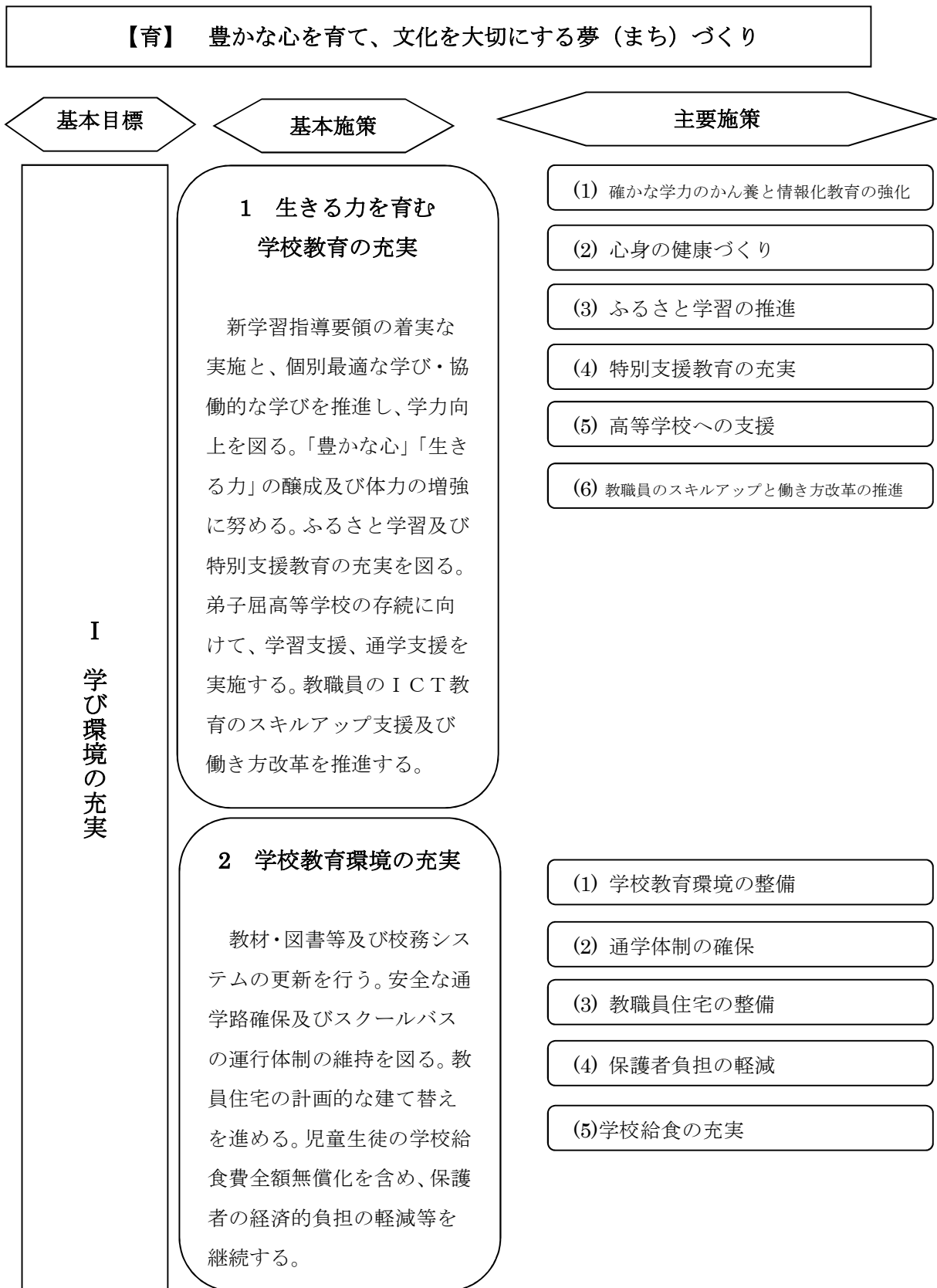
2 教育目標

「○」町民の望ましい姿 「・」教育目標の内容

1 体力を増進し、心身ともに健康で豊かな生活を築く人	
○適度なスポーツを楽しむ生活 ○規則正しい生活 ○対話がある家庭 ○余暇を利用した家庭生活 ○地域ぐるみの子育ての推進	・生命を尊重し、自発的な健康づくりを推進する ・家族が協力して明るい家庭づくりに努める ・地域ぐるみで心豊かに、たくましく生きる人を育む
2 郷土を愛し、進んでふるさとの文化を創る人	
○郷土文化を基底とした郷土愛 ○郷土の文化、伝統などの積極的伝承 ○情操豊かな潤いのある文化生活 ○積極的な文化活動の日常化	・郷土の輝かしい伝統や美しい自然を通して、郷土愛を育み、進んで郷土文化の創造に努める ・地域社会と学校が連携し、郷土の文化、伝統、歴史などの伝承に積極的に努める ・進んで芸術・文化に親しみ、情操豊かな潤いのある生活の構築に努める

3 自然と調和した活力と潤いのあふれた郷土づくりにつとめる人	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を活かした産業振興 ○豊かな自然、地域資源の有効活用 ○豊かな自然環境の保全 ○自然と人間との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然地域資源を有効に活用し、活力と潤いあふれた地域産業の振興に努める ・豊かな自然環境の保全と自然資源開発、地域資源活用等との調和に努める
4 働くことに誇りをもち、よりよい家庭や社会の建設につとめる人	
<ul style="list-style-type: none"> ○仕事に対する誇り ○勤労意欲と感謝 ○明るい円満な家庭 ○地域活動への参加 ○連帯感にあふれる社会づくり ○豊かな町づくりに貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事に誇りと意欲を持ち、活力ある豊かな町づくりに貢献する ・親子の絆を深め、教育の原点である明るい円満な家庭づくりに努める ・地域社会の連帯感を深め、互いに支え合い、豊かで幸福な生活を営む社会の実現に努める
5 生涯にわたって自ら学びつづける人	
<ul style="list-style-type: none"> ○余暇の善用 ○学習機会の積極的な活用 ○主体的に学ぶ生活 ○地域人材の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学べることのできる生涯学習社会の実現に努める ・地域社会が一体となった学習活動の展開に努める ・目的意識を持ち、主体的に学ぶ教育の推進に努める

第2章 施策の大綱



基本目標

基本施策

主要施策

Ⅱ 生涯学習の推進と文化の継承

1 生涯学習のまちづくり

生涯学習の情報提供や学習相談体制の充実に努める。公民館活動での学習効果や学習意欲の喚起を図るため、地域の人材活用や学習機会の提供に努める。図書館機能の充実と移転の準備を推進する。摩周観光文化センターの施設の利用促進、イベントの誘致を図る。

(1) 生涯学習推進体制の強化

(2) 公民館の施設整備と活動の充実

(3) 図書館施設の活用と充実

(4) 摩周観光文化センターの活用と充実

2 青少年の健全育成

学校・家庭・地域が連携し、家庭教育の推進に努める。青少年の体験・交流活動、各種社会教育活動への参加を促進し、将来にわたるリーダーの育成を図る。

(1) 青少年の健全育成の推進

(2) 青少年育成活動の推進

基本目標

基本施策

主要施策

Ⅱ 生涯学習の推進と文化の継承

3 生涯スポーツの推進

各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげる。スポーツ推進体制を充実させ、総合型地域スポーツクラブの自主運営化、適切な指導者の育成を図る。スポーツ施設の有効利用を図り、新たな屋内温水プールの移転に向けた準備を推進する。

(1) 住民皆スポーツの推進

(2) スポーツ団体組織の充実

(3) 指導者の育成

(4) スポーツ施設の整備と活用

4 文化・芸術の継承

各種文化団体の育成・支援に努め、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成を図る。各種文化サークルの会員同士の交流を深めるとともに、芸術文化活動の振興を推進する。また、幅広い世代を対象とした芸術鑑賞機会の充実に努める。

(1) 文化団体のへの支援と人材の育成

(2) 文化活動の推進

(3) 芸術文化環境の充実

基本目標

基本施策

主要施策

Ⅱ 生涯学習の推進と文化の継承

5 文化財の適切な保全と活用

郷土資料の電子データ化と活用を図り、民俗・郷土芸能の活動支援や後継者確保、埋蔵文化財の保護活動を推進する。屈斜路コタンアイヌ民族資料館の改修と来館者の増加を図る。新町史発刊に向けた準備を進める。

(1) 地域の歴史の保全と活用

(2) 文化財の保護と伝承

(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の保全と活用

(4) 弟子屈町史の編さん準備

【人】 行動する人を育てる夢（まち）づくり

基本目標

基本施策

主要施策

Ⅲ
協働の推進

1 ネットワークづくり
の推進

まちを学び、紹介・案内で
きる人材の育成と、住民の地
元愛の醸成を図る。
地域で活躍する人材、団体、
地域を結びネットワーク化
を進める。

(1) 地元愛の醸成の推進

(2) 人・団体・地域のネットワーク形成

2 全ての住民が活躍でき
る社会の推進

男女共同参画社会の実現
に向けた取組の更なる充実
と、女性の活躍を推進する。

(1) 男女共同参画社会の推進

第3章 施策の推進

令和4年3月に策定された「第6次弟子屈町総合計画」に掲げられた基本構想を基にして、第3次計画において実施する施策について、「基本目標」「基本施策」「主要施策」ごとに、次のように主要な事務・事業を推進します。

基本目標

豊かな心を育て、文化を大切にす夢（まち）づくり

基本施策

I 学び環境の充実

子どもたちが学ぶことの喜びと大切さを覚える学習環境の充実と、家庭と地域社会が連携し子どもたちの健全な成長を促す「学び環境」の更なる充実を図ることによって、本町で学び続けるまちづくりを進めます。

主要施策-1 生きる力を育む学校教育の充実

(1) 確かな学力のかん養と情報化教育の強化

- 新学習指導要領の着実な実施と、子どもたちの学力状況の的確な実態把握に努め、各学校の学力向上に向けた取組みを推進します。
- 協働的な「日本型学校教育」と併せて、主体的な学習能力のかん養による個別最適な学びを推進します。
- 外国語によるコミュニケーション能力の育成強化を進めるとともに、ICTの活用による子どもたちの情報化教育を重視し、地域格差のない教育内容の充実を図っていきます。

主な施策推進事業

- 学力向上推進事業
- 外国語コミュニケーション能力育成事業

(2) 心身の健康づくり

- 「豊かな心」や「生きる力」の育成、子どもたちの体力状況の実態把握に努め、健全な心身を維持できる学校保健の充実、家庭学習習慣、基本的生活習慣の定着に向け、各学校と家庭との連携強化を支援します。

主な施策推進事業

- 学校保健活動推進事業
- 家庭学習推進事業

(3) ふるさと学習の推進

- 郷土の歴史や文化・産業を学び、地域の魅力を再発見し、知識と郷土愛が身に付けられるよう、ふるさと学習の充実を図っていきます。

主な施策推進事業

- 地域の魅力再発見事業
- 郷土愛育成事業

(4) 特別支援教育の充実

- 障がいの区分や程度に応じた環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の充実や特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努めます。

主な施策推進事業

- 特別支援教育教材充実事業
- 特別支援教育支援員配置事業

(5) 高等学校への支援

- 小・中学校から一貫した文化・スポーツ・外国語教育やふるさとキャリア教育を推進します。
- 進路指導に係る就業・大学体験事業をはじめ、部活動の充実や学校行事の取組、英語教育支援などの各種教育活動を通じた魅力ある学校づくりを支援します。
- 将来にわたって弟子屈高等学校が存続できるよう、地元進学率の向上に向け、公設民営塾をはじめとする学習支援、通学支援を継続して実施していきます。
- 「弟子屈高校の教育を支える会」への支援を継続し、連携を図りながら、住民が望む小・中学校・高校の教育環境を維持します。

主な施策推進事業

- 弟子屈高校支援事業
- 公設民営塾運営事業

(6) 教職員のスキルアップと働き方改革の推進

- 教育委員会主催の研修会・研究会により参加しやすい体制を整え、ICT研修などの教職員のニーズに応じた研修内容の充実を図っていきます。
- 教職員の働き方改革を推進するため、部活動指導の地域移行化をはじめとして、時間外業務の縮減や業務負担の軽減を図っていきます。

主な施策推進事業

- 教職員のスキルアップ支援事業
- 教職員の働き方改革推進事業
- 部活動の地域移行推進事業

主要施策-2 学校教育環境の充実

(1) 学校教育環境の整備

- 安全で快適な教育環境を提供できるよう、経年による学校施設設備の損耗、機能低下に対応し、計画的に改修及び維持補修を進めます。
- 学習指導要領に対応した教材・図書等の更新及びICT・デジタル化への対応を図るとともに、学習履歴の活用や教職員の働き方改革を進めるための校務システムを更新します。

主な施策推進事業

- 校舎等学校施設改修事業
- デジタル教科書・教材整備事業

(2) 通学体制の確保

- 遠距離通学の子どもたちの負担を軽減するため、スクールバスの適宜更新と運行体制を維持継続します。
- 学校間における通学区域については、特認校制度により、特色ある教育活動を行う小規模小学校への通学に対応します。
- 安全な通学路確保のため、道路管理者や警察等と連携を進め、防犯や災害時等にも、保護者への連絡や地域等のサポート体制を強化します。

主な施策推進事業

- スクールバス運行事業
- 通学路安全点検事業
- 特認校制度事業

(3) 教職員住宅の整備

- 現有施設の補修や解体整理を年次計画より進めるとともに、へき地の教職員住宅については、計画的な建て替えを進めます。
- 段階的に縮減し、民間住宅の活用を進めていますが、計画的な建設や民間資金の活用を検討し、老朽化して改修が見込めない教職員住宅については、計画的な解体を進めます。

主な施策推進事業

- 教職員住宅管理事業
- 教職員住宅環境改善事業

(4) 保護者負担の軽減

- 経済的理由によって就学が困難な家庭に対しては、保護者負担の軽減等を継続し、平等な学習機会の提供を推進します。
- 就学援助制度については、国の方針に基づき、継続して実施し、学校病に係る医療費についても、支援を継続します。
- 教材費等については、保護者の負担軽減策を継続します。
- 大学生等への奨学金については、条件付き給付型の制度を検討していきます。

主な施策推進事業

- 就学援助事業
- 教材費父母負担軽減事業

(5) 学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理に努め、食品添加が無添加の食品・調味料の使用を推進し、安全な給食の提供を図っていきます。
- 地場産食材を積極的に活用し地産地消を進め、学年に応じた食育指導の充実を図り、地元食材への関心を高め、食の重要性を育みます。
- 児童生徒の学校給食費全額無償化を継続し、学校給食会計の公会計化をはじめ、教職員の業務負担軽減を図っていきます。

主な施策推進事業

- 衛生管理事業
- 地場産食材利用促進事業
- 食育推進事業
- 学校給食費無償化事業
- 弟子屈高等学校への給食提供事業

基本施策

II 生涯学習の推進と文化の継承

生涯にわたり学び続けることやスポーツに親しめる環境の充実と提供を進めるとともに、文化や芸術・歴史のある文化財等の豊かな文化資源を享受できる「生涯学習の推進と文化の継承」を図ることによって、本町で学ぶことの誇りと、本町への愛着が更に高まるまちづくりを進めます。

主要施策-1 生涯学習のまちづくり

(1) 生涯学習推進体制の強化

- 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供と学習プログラムの充実を図るとともに、町内外の各種団体・関係機関とのネットワークを強化し、学校外講師リスト作成など学習指導者の発掘に努めていきます。
- 生涯学習に関する情報の発信、総合的な学習相談体制の充実に努めていきます。

主な施策推進事業

- 高齢者大学事業
- 外部講師リスト活用事業
- 情報通信機器利用講習会開催事業

(2) 公民館の施設整備と活動の充実

- 公民館の施設管理や老朽化した設備・備品の計画的な更新を進めていきます。
- 公民館の生涯学習拠点施設としての機能拡充を推進・検討し、各種講座や、各種機関との連携事業の実施、高齢者を対象とした「生きがい講座」の開催など、内容の充実に努めていきます。
- 公民館活動での学習効果が継続発展できるよう、ロビー展など成果発表の場としての積極的活用の促進、幅広い年代が参加するサークルづくりにも貢献できるよう支援を行っていきます。

主な施策推進事業

- 公民館講座推進事業
- 公民館ロビー展の拡充事業
- 設備・備品更新事業

(3) 図書館施設の活用と充実

- あらゆる年齢層に対応する蔵書の整備、最新の社会情報に即応した図書や郷土資料の収集など、利用者ニーズを満たせる図書館づくりを推進し、学校図書館や他地域図書館との連携など、図書館機能の充実に努めていきます。
- 子ども達が読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう子どもの読書活動の推進を図っていきます。
- 中心市街地再構築全体構想計画による図書館移転の準備を行っていきます。

主な施策推進事業

- 図書館資料等収集事業
- 図書館サービス充実事業

主要施策-2 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成の推進

- 青少年の健全育成を図るため、各学校運営協議会と、弟子屈町地域学校協働本部との連携を強化し、活動の充実に努めていきます。
- 子どもは学校・家庭・地域が一体となって育てるという理念のもと、北海道青少年育成運動推進指導員と連携し、家庭学習や生活習慣、体力向上など家庭教育の推進に努めていきます。

主な施策推進事業

- 弟子屈町地域学校協働本部事業
- 弟子屈町 PTA 連合会活動支援事業
- 北海道青少年育成運動推進指導員連携事業
- 家庭教育啓発冊子発行事業

(2) 青少年育成活動の推進

- 非日常生活体験や野外体験を中心とした体験・交流活動、各種社会教育活動への参加を促進し、青少年の健全育成はもとより、将来にわたり様々な活動に対応できるリーダーの育成を図っていきます。

主な施策推進事業

- 弟子屈町子どもクラブ事業
- 少年の主張弟子屈大会開催事業
- 北海道教育委員会主催
「北海道青少年フロンティアリーダー養成事業」参加事業

主要施策-3 生涯スポーツの推進

(1) 住民皆スポーツの推進

- 広報誌やホームページなどを利用したスポーツ情報の収集・提供を行っていきます。
- 誰もが取り組みやすい運動の普及を図り、健康づくりや、親子のふれあい、生きがいづくり等を目的に、スポーツ教室等スポーツ活動の普及に努めていきます。
- スポーツ大会等のイベント開催や、スポーツ合宿、各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげていきます。

主な施策推進事業

- スポーツ合宿誘致事業
- スポーツ活動推進事業
- スポーツ大会の運営と支援事業

(2) スポーツ団体組織の充実

- スポーツ協会や文化・スポーツ少年団、学校の部活動との連携を深め、スポーツ推進体制を充実させていきます。
- 全道全国大会出場者に対する助成などスポーツ振興につながる支援を行っていきます。
- 各スポーツ団体への支援、少年団の相互交流を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブに対して、活動継続に必要な支援を行い、クラブの自主運営化を図っていきます。

主な施策推進事業

- スポーツ団体活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブ育成事業
- スポーツ振興助成事業

(3) 指導者の育成

- 各種スポーツ活動の指導者、ボランティアの育成・確保に努め、スポーツ推進委員や少年団指導員等の各種研修会や講習会への参加を促進し、指導者の育成を図っていきます。

主な施策推進事業

- スポーツ推進委員研修派遣事業
- 外部講師育成推進事業

(4) スポーツ施設の整備と活用

- 各学校との連携により、学校開放を推進するなど、スポーツ施設の有効利用を図っていきます。
- 川湯屋内温水プールについては、施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性や環境づくりを重視した施設運営に努めていきます。

主な施策推進事業

- スポーツ施設整備推進事業
- 学校開放推進事業

主要施策-4 文化・芸術の継承

(1) 文化団体への支援と人材の育成

- 各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、会員の育成・確保を図るための支援を行っていきます。
- 各個人・サークルの文化活動の成果を地域に還元する仕組みを創出し、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めていきます。

主な施策推進事業

- 公民館講座事業
- 弟子屈町文化協会活動支援事業

(2) 文化活動の推進

- 公民館講座を母体とした新たな文化活動サークルの立ち上げを支援するとともに、各種団体の会員同士の交流を深め、文化活動の振興を図っていきます。
- 「総合文化祭」の開催や全道全国大会出場者に対する助成など、芸術文化活動の振興につながる支援を行っていきます。

主な施策推進事業

- 弟子屈町文化賞・文化奨励賞表彰事業
- 総合文化祭開催事業
- 文化振興助成事業

(3) 芸術文化環境の充実

- 音楽鑑賞会の開催や芸術鑑賞バス事業など、幅広い世代を対象として本格的な芸術鑑賞機会の充実に努めていきます。

主な施策推進事業

- 幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業
- 芸術文化公演開催事業
- 芸術鑑賞バス事業

主要施策-5 文化財の適切な保全と活用

(1) 地域の歴史の保全と活用

- 更科源蔵文学資料館や、郷土資料館「蔵」にある貴重な財産である郷土資料の電子データ化と企画展開催など活用を図り、歴史と文化を発信する体制を推進していきます。

主な施策推進事業

- 台帳及び各種資料データベース化事業
- 町文化財情報発信事業

(2) 文化財の保護と伝承

- 国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」などの民俗・郷土芸能について、保存団体の活動支援や後継者の確保を図り、保存・伝承に努めていきます。
- 釧路川流域チャシ跡群をはじめとする弟子屈町埋蔵文化財については、関係機関との連携により文化財保護活動の推進を図っていきます。

主な施策推進事業

- 弟子屈町文化財専門委員会設置事業
- 埋蔵文化財保存管理事業

(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の保全と活用

- 地域の先住民であるアイヌ民族への理解が一層深められるよう、屈斜路コタンアイヌ民族資料館でのアイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図っていきます。
- 施設の改修等を実施し、一般来館者の利用はもとより、児童生徒の学習にも幅広く活用される内容の充実に努め、来館者増加に向けた取組を進めていきます。

主な施策推進事業

- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館プロモーション事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館増改築事業
(★「ひとづくり」推進事業)

(4) 弟子屈町史の編さん準備

- 前町史の発刊から20年が経過することから、新町史発刊に向けた各種準備を進めていきます。
- 新町史の準備に向けた取組として、各種組織・団体や個人にも参画いただき、漏れなく、正確で、公平、中立を念頭に編さんを進め、分かりやすく、親しみやすい町史となるよう努めていきます。

主な施策推進事業

- 町史編さん委員会設置及び編さん事業
- 町史資料収集整理事業

基本目標

行動する人を育てる夢（まち）づくり

基本施策

Ⅲ 協働の推進

本町をより素晴らしくしたいと思う多様な住民を増やし、これまで以上にその活力を結び付ける仕組みの充実と活動を支援する「協働の推進」を図ることによって、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

主要施策-1 ネットワークづくりの推進

(1) 地元愛の醸成の推進

- 「ふるさと講座」を通じて、住民自らが地域を知る機会を提供し、弟子屈のまちを学ぶとともに、併せて、紹介・案内できる人材の育成などと、住民の地元愛醸成につながる取組みを進めていきます。

主な施策推進事業

- ふるさと講座推進事業
- 弟子屈子どもクラブ事業

(2) 人・団体・地域のネットワーク形成

- 地域で活躍する人材、団体、地域を結びネットワーク化を進め、さまざまなノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報をデータベース化し活用を推進していきます。

主な施策推進事業

- 人材バンク制度事業（★「ひとづくり」推進事業）

主要施策-2 全ての住民が活躍できる社会の推進

(1) 男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画社会を実現するために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けた啓発活動に取り組んでいきます。
- あらゆる分野において女性の活躍が見られるよう、女性の参画機会の拡大に向けた啓発や情報提供を実施していきます。

主な施策推進事業

- 男女共同参画推進啓発事業
- 女性団体活動推進事業

弟子屈町教育推進基本計画

発行 令和5年9月
発行者 弟子屈町教育委員会